

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「第5期常滑市障がい福祉計画及び第1期常滑市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^{*}」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法^{*}」に基づいて策定する計画です。

本市では、これまで障害福祉サービスの必要な見込み量等を示した「障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人の支援を進めてきました。本計画では、平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されたことに伴い、引き続き「障がい福祉計画」を策定するとともに、「障がい児福祉計画」の策定が義務づけられたことを踏まえ、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

■改正障害者総合支援法における計画の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

（4～5略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（7～12略）

■改正児童福祉法における計画の位置づけ

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

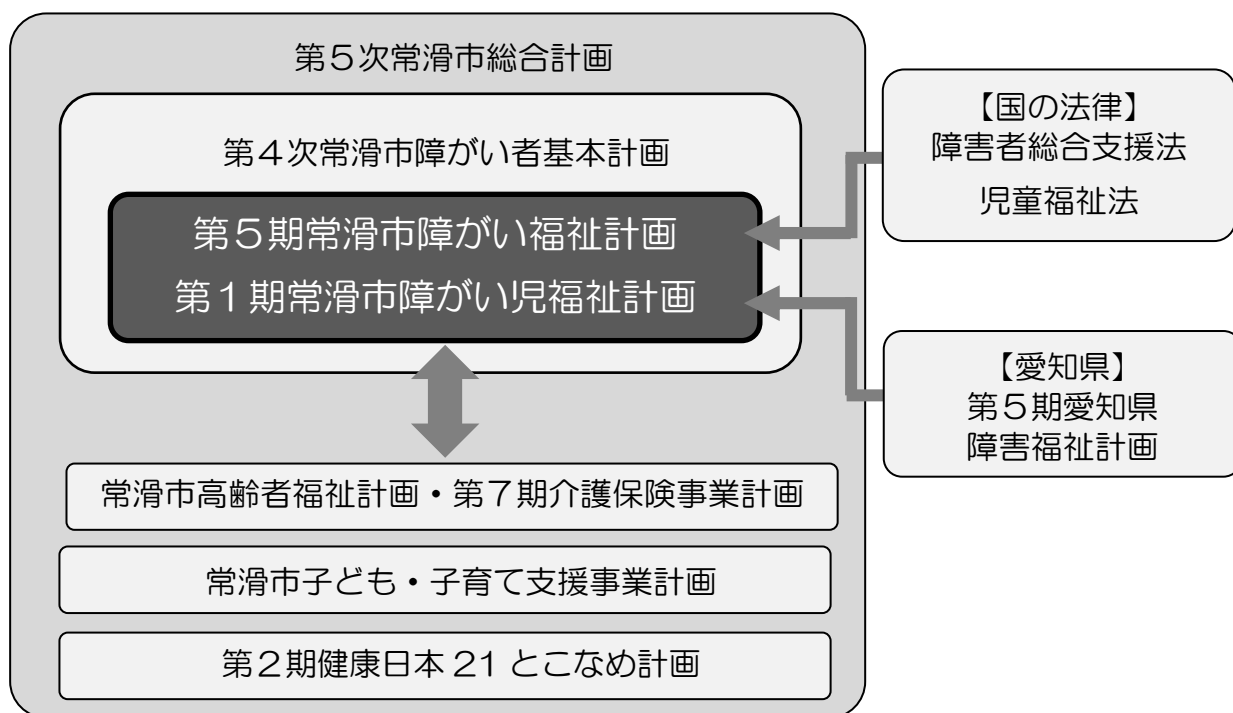
本計画は、「第5期常滑市障がい福祉計画」と「第1期常滑市障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。「第5期常滑市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられます。「第1期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。それぞれの計画は、以下の基本記載事項を示します。

計画名称	基本記載事項
障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none">・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の法律を踏まえるとともに、愛知県の計画と整合を図り策定します。また、「第5次常滑市総合計画」をはじめ本市の各種関連計画との整合を図ります。

なお、本計画の基本的な考え方については、障がい者施策の総合的な理念や方針を示す「第4次常滑市障がい者基本計画」に準ずるものとします。



3 計画の対象者

「第5期常滑市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法による自立支援給付^{*}・地域生活支援事業を受ける方、「第1期障がい児福祉計画」は児童福祉法による障害児通所支援を受ける方を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 か年とします。

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
常滑市障がい福祉計画				本計画 第5期			次計画 第6期		
常滑市障がい児福祉計画				第1期			第2期		
常滑市障がい者基本計画	第3次			第4次					

5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、国の基本指針に基づき、次に掲げる点に配慮して適切な提供体制を整備します。

(1) 必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、日中一時支援事業及び地域活動支援センター）の提供を保障します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図ります。そして、自立訓練事業や自立生活援助により、地域生活を営む上での生活能力の維持・向上を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。

さらに、地域生活支援拠点として、市内の相談支援事業所やグループホーム等、既存施設や事業所が連携した面的整備を進めることを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5)相談支援体制の充実

障がいのある人等の中で、とりわけ重度の障がいのある人等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むには、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。関係機関との連携に努め、障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備を行います。

(6)地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設に入所している障がいのある人の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着だけでなく、現在地域で生活している障がいのある人等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(7)発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいのある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえて支援を行います。

(8)協議会の設置等

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する機関で構成される協議会を置くよう努めます。協議会では、地域の課題の改善に取り組むとともに、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行えるよう図ります。

6 アンケート調査の実施

(1) 調査の方法と配布回収数

障がいのある人の生活実態や意向を把握するために、平成29年7月に「常滑市福祉に関するアンケート調査」を実施しました。障がい者手帳所持者及び障がい者手帳を所持していない児童で障害児通所支援を利用している児童を対象に実施し、今後のサービス利用などの意向について調査しました。

■調査の方法

調査地域	: 常滑市全域
調査対象者	: (1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 (2) (1)の障がい者手帳を所持しておらず、障害児通所支援を利用している児童
調査期間	: 平成29年7月19日(水)～8月4日(金)
調査方法	: 郵送配布・回収

■配布回収数

	配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
調査対象者	2,409 件	1,406 件	58.4%
うち 18 歳未満(障がいのある児童)	207 件	85 件	41.1%
うち 18 歳以上(障がいのある人)	2,202 件	1,252 件	56.9%
うち不明・無回答		69 件	
身体障害者手帳	1,679 件	994 件	59.2%
療育手帳	328 件	170 件	51.8%
精神障害者保健福祉手帳	344 件	253 件 (自立支援医療 受給者証の所持 者を含む)	73.5%
手帳を所持しない障害児通所支援を利用している児童	58 件	38 件	65.5%

※参考：前回 H26 実施時は障害福祉サービス受給者を対象
配布数 288 件、有効回収 176 件、有効回収率 61.1%

(2) アンケート調査結果について

アンケート調査結果のうち、障害福祉サービスの提供や見込み量の把握などに関わる事項を抜粋し、分析を行っています。

問 11 現在、主にどこに暮らしていますか。(〇は1つだけ)

No.	項目	割合(%)
1	一戸建て住宅	79.6
2	アパート・マンション	6.8
3	公営住宅	3.0
4	グループホーム	1.5
5	障害者支援施設(入所施設)	0.4
6	高齢者入所施設(特養など)	3.6
7	学校の寮	0.0
8	病院に入院中	1.5
9	その他	1.6

問 13-1 手助けをしてくれる家族や親戚で、特に中心となっている方の年齢

No.	項目	割合(%)
1	20代以下	1.0
2	30代	4.9
3	40代	11.0
4	50代	14.3
5	60代	18.6
6	70代	16.7
7	80代以上	5.8
8	不明・無回答	27.7

【アンケート結果より】

問 11 を見ると、現在「一戸建て住宅」に暮らしている割合が高くなっています。問 13-1 で主な介助者の割合をみると、「60代」「70代」と高齢の方が多くなっています。主な介助者が高齢になる中で、介助者が亡くなった後の事なども見据え、障がい者の暮らしの場が求められる可能性があります。

問 14 あなたは現在、どのように過ごしていますか。また、今後どのように過ごしたいですか。（（１）～（１８）について、『現在の過ごし方』と『希望の過ごし方』の差）

No.	項目	現在(%)	希望(%)	希望-現在(%)
(1)	会社勤めや自営業、内職、家業などで収入を得る仕事	20.6	29.7	9.1
(2)	ボランティア活動	4.1	8.5	4.4
(3)	専業主婦（主夫）	21.6	20.1	-1.5
(4)	一般企業での職業訓練	1.1	5.6	4.5
(5)	就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護など	8.2	12.2	4.0
(6)	病院のデイケア※	5.2	10.8	5.6
(7)	入所施設や病院など	12.0	18.3	6.3
(8)	デイサービス※	13.7	21.9	8.2
(9)	大学、専門学校、職業訓練校など	0.4	4.8	4.4
(10)	特別支援学校	2.5	3.7	1.2
(11)	一般の高校、小中学校	4.6	3.8	-0.8
(12)	幼稚園、保育所、障害児通所施設など	2.7	2.8	0.1
(13)	買い物	48.3	49.1	0.8
(14)	友人・知人との交流	42.2	45.7	3.5
(15)	趣味やスポーツ	32.4	38.5	6.1
(16)	サークルなどのグループ活動	11.9	18.1	6.2
(17)	散歩	40.0	46.6	6.6
(18)	自宅で過ごす	70.3	64.1	-6.2

【アンケート結果より】

「会社勤めや自営業、内職、家業などで収入を得る仕事」や「デイサービス」は、現在の過ごし方に対して今後希望する過ごし方の割合が高くなっており、今後、障がいのある人の自立や生活の場の確保が求められていることがうかがえます。

問 21 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

No.	項目	割合(%)
1	事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解	30.6
2	通勤手段の確保	21.4
3	職場で介助や援助など適切な配慮が受けられること	20.6
4	短時間勤務や勤務日数などの配慮	20.4
5	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	17.8
6	仕事についての職場以外での相談対応、支援	15.7
7	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	15.3
8	企業のニーズに合った就労訓練	11.8
9	在宅勤務の拡充	10.4
10	その他	2.6
11	わからない	18.8
12	不明・無回答	38.1

【アンケート結果より】

「事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解」や「職場で介助や援助など適切な配慮が受けられること」の割合が高く、職場における障がい理解や合理的な配慮が求められています。また、「通勤手段の確保」の割合も高く、企業等への通勤時の移動手段の確保や通勤に対する支援等が求められていると思われます。さらに、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」等、障がい者と企業双方への支援により、就労の場への定着等を図ることが重要であると思われます。

問 27 次の各種サービスを利用していますか。(○は1つだけ)

(1～25 について、『現在の利用状況』と『今後の利用意向』の差)

No.	項目	現在(%)	希望(%)	希望-現在(%)
1	居宅介護(ホームヘルプ)	6.0	20.2	14.2
2	重度訪問介護	0.9	13.7	12.8
3	同行援護	0.9	9.4	8.5
4	行動援護	1.8	13.1	11.3
5	重度障がい者等包括支援	0.9	10.7	9.8
6	生活介護	7.2	18.1	10.9
7	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	4.3	15.5	11.2
8	就労移行支援	1.3	10.3	9.0
9	就労継続支援(A型、B型)	4.0	11.2	7.2
10	療養介護	2.2	11.9	9.7
11	短期入所(ショートステイ)	3.3	20.2	16.9
12	自立生活援助	なし	11.2	新規
13	就労定着支援	なし	10.2	新規
14	共同生活援助(グループホーム)	1.7	11.4	9.7
15	施設入所支援	4.5	15.3	10.8
16	計画相談支援	10.2	23.3	13.1
17	地域移行支援	1.1	8.3	7.2
18	地域定着支援	0.9	16.4	15.5
19	児童発達支援	15.3	23.5	8.2
20	放課後等デイサービス	49.4	60.0	10.6
21	保育所等訪問支援	1.2	12.9	11.7
22	医療型児童発達支援	1.2	8.2	7.0
23	福祉型障害児入所支援	1.2	16.5	15.3
24	医療型障害児入所支援	0.0	9.4	9.4
25	障害児相談支援	50.6	50.6	0.0

【アンケート結果より】

「短期入所(ショートステイ)」や「地域定着支援」については、現在の利用状況は低いものの、利用希望は高くなっているため、提供体制を整備すると、多くの利用者がある可能性があります。また、「放課後等デイサービス」は現在の利用割合が高く、今後の利用意向はさらに高いことから、事業所の不足を感じている回答者やその保護者がいる可能性がうかがえます。